

食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

所得区分		一般病床入院時の標準負担額(食費)	療養病床入院時の生活療養費標準負担額※ (食費+居住費)	入院医療の必要性の高い方	指定難病患者
一定以上所得者及び一般		460円/食(注1)	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する病院等の場合 460円/食+370円/日	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する病院等の場合 460円/食+370円/日	260円/食+0円/日
			入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する病院等の場合 420円/食+370円/日	入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する病院等の場合 420円/食+370円/日	
住民税 非課税	区分Ⅱ (注2)	210円/食(注4)	210円/食+370円/日	210円/食+370円/日 (注4)	210円/食+0円/日 (注4)
	区分Ⅰ (注3)	100円/食	130円/食+370円/日	100円/食+370円/日	100円/食+0円/日

(注1)・難病及び小児慢性特定疾病患者は260円
 ・平成28年4月1日時点で、継続して1年以上精神病床に入院している患者は退院するまでの間は260円です。

(注2) 区分Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が非課税の方

(注3) 区分Ⅰ…世帯主と国保加入者全員が非課税で、所得の合計が0円の方

(注4) 入院日数が90日以上を超えた場合、申請により160円になります。

※65歳以上の方が療養病床に入院したときは、食費と居住費として定められた標準負担額が自己負担となります。